

～“管理されていない空き家”の削減を目指して～

## 空き家等の適切な管理にご協力ください



村では、令和4年3月に「東海村空家等対策計画(第二期計画)」を策定し、“管理されていない空き家”の削減に取り組んでいます。空き家等の管理は所有者の責任です。空き家等を所有・管理する方は、定期的に建物や敷地をご確認ください。また、住む予定のない空き家等を相続したときは、専門家(弁護士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、不動産会社等)にアドバイスを求めるなど、適切な管理をお願いします。

【問い合わせ】都市政策課建築担当(役場行政棟2階 ☎282-1711 内線1248)

## 専門家団体等と「空家等対策に係る協定」を締結しています

村では、空き家等対策を推進するため、下記の専門家団体等と協定を締結しています。空き家等を所有・管理する方で、専門家団体等の会員や業務内容等の紹介を希望する場合は、都市政策課建築担当へご相談ください。

### 【協定締結団体】

▽茨城県弁護士会 ▽茨城司法書士会 ▽茨城土地家屋調査士会 ▽一般社団法人茨城県建築士会 ▽株式会社常陽銀行 ▽株式会社筑波銀行 ▽茨城県信用組合 ▽水戸信用金庫 ▽常陸農業協同組合 ▽公益社団法人東海村シルバー人材センター ▽東海村建設業協同組合

## 「東海村空家・空地バンク」にご登録ください！

空き家や空き地を「売りたい・貸したい方」と「買いたい・借りたい方」をマッチングする「東海村空家・空地バンク」。マッチング成立後は、村と協定を結んでいる不動産団体の会員が媒介し、契約の手続き等を行います。

### 【空き家等を売りたい・貸したい方へ】

**対象**▼村内に所在する空き家等の所有者または管理者(売却や賃貸を行う権利を有する方)

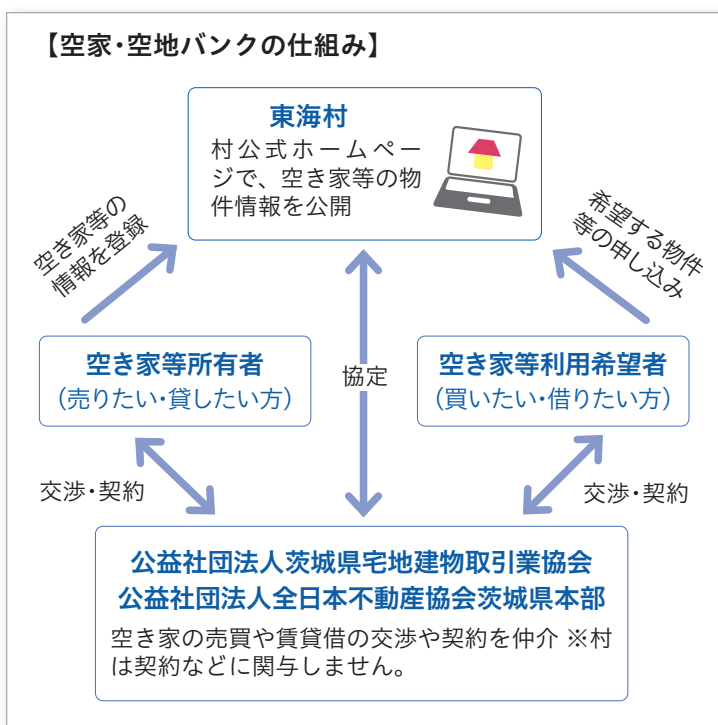
**空き家・空き地の要件**▼▽居住、その他の使用がなされていないことが常態的となっている空き家(旧耐震基準も可)で、一戸建ての住宅 ▽過去に建築物が存在していた空き地(市街化調整区域内は、地目が宅地のものに限る)※▽賃貸用の住宅である▽登記されていない、または登記情報が現況と一致していない▽すでにほかの不動産業者と媒介契約を結んでいる▽相続登記が完了していない▽暴力団と関係を有する方が所有権その他の権利を有する▽その他村長が不適当と認める——のいずれかに該当する空き家等は登録できません。

### 【空き家等を買いたい・借りたい方へ】

**対象**▼▽市町村税の未納がある▽暴力団員または、暴力団・暴力団員と密接な関係を有する▽その他村長が不適当と認める——のいずれにも該当しない方

### 【共通】

**申し込み**▼都市政策課備え付けの申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、都市政策課建築担当へ申し込みください。



# 空き家等解消のための2つの支援制度をご紹介します

村では、空き家等に関する相談や工事をする際にかかる費用の一部を補助する2つの支援制度を設けていますので、ぜひご利用ください。

## 支援① 空き家等対策に関する費用を補助します

所有や管理をしている空き家等が、相続や土地の境界問題などの課題により活用できないことはありませんか。「東海村空家・空地バンク」への登録を希望する場合に、それらの課題解決のために要した費用の一部を補助します。

**対象**▼村内に所在する空き家等の所有者または管理者（売却や賃貸を行う権利を有する方）

**対象業務**▼▽権利関係の整理・相続登記 ▽土地の境界確定のための測量・図面作成・登記 など

**補助額**▼対策にかかった費用の2分の1（上限10万円／人）

**申し込み**▼右の「申し込みの流れ」を参照の上、都市政策課建築担当へ申し込みください。

### 【申し込みの流れ】

- 1 都市政策課へ相談し、協定を締結した事業者の紹介を受ける
- 2 事業者の助言に従って問題を解決した後、事業者に費用を支払う
- 3 「東海村空家・空地バンク」に登録する
- 4 補助金の交付申請書兼請求書を都市政策課へ提出する

審査を経て、補助金が交付されます

## 支援② 空き家を解体・リフォームする費用を補助します

「東海村空家・空地バンク」を通して村内にある空き家等を活用する方に対して、その解体やリフォームに要した費用の一部を補助します。

また、村内の事業者に工事を発注する場合や、「東海村空家・空地バンク」を通して空き家を購入し、村外から転入した場合には、さらに補助金を上乗せします。

**対象**▼▽(A)…村内に所在する空き家等の所有者または管理者（売却や賃貸を行う権利を有する方）で「空家・空地バンク」への登録を希望する方 ▽(B)…「空家・空地バンク」を通して空き家を購入し、解体・リフォームをする方

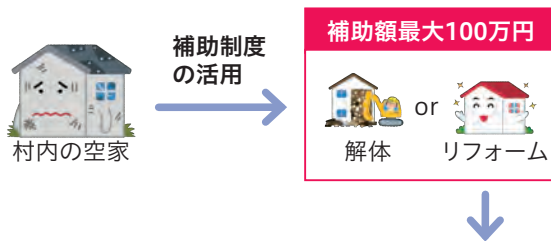
**補助額**▼▽(A)…工事費用の3分の2（上限100万円／件）▽(B)…工事費用の3分の2（上限120万円／件）

**受付件数**▼各先着10件

**その他**▼▽工事内容や設備には補助の対象外となるものがあります。▽工事着工前の申請が必要となります。※詳細は、お問い合わせください。

**申し込み**▼都市政策課備え付けの申請書に必要事項を記入の上、都市政策課建築担当へ申し込みください。

### ■(A)が補助金交付を受ける場合…



### 「東海村空家・空地バンク」へ登録

補助制度を利用する場合は、「東海村空家・空地バンク」への登録が必須となります。

### ■(B)が補助金交付を受ける場合…

### 「東海村空家・空地バンク」で空き家を購入

契約前に本制度の交付を受けた空き家は対象外となります。

補助制度の活用

